

第 63 回獣医師国家試験受験上の注意

1 試験の日時

試験日	試験時間	内容
平成24年2月21日(火)	9:30～11:30	学説試験(A)
	13:00～13:50	必須問題試験
	14:50～16:50	学説試験(B)
平成24年2月22日(水)	9:30～11:30	実地試験(C)
	13:00～15:00	実地試験(D)

2 試験の内容及び方法

試験は筆答による多肢選択方式(マークシート)により行います。それぞれの試験内容については以下のとおり、獣医師国家試験出題基準のカテゴリごとに出題範囲を定めます。また、学説試験においても写真・図表等が使用されることがあります。

なお、獣医師国家試験出題基準は農林水産省ホームページの獣医事審議会の欄に掲載しています。(<http://www.maff.go.jp/j/council/zyuizi/index.html>)

(1) 必須問題試験

「獣医療の基本的事項」並びに「獣医学の基本的事項」、「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」のうち重要な事項について、50 問全問解答すること。

(2) 学説試験(A) :

「獣医学の基本的事項」について、80 問全問解答すること。

(3) 学説試験(B) :

「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」について、80 問全問解答すること。

(4) 実地試験(C) :

原則として「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」について、獣医療現場で実際に起こりうる症例・事例に関する基本的かつ重要な事項について、60 問全問解答すること。

(5) 実地試験(D) :

原則として「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」について、獣医療現場で実際に起こりうる症例・事例に対する対処方法等の総合的な事項について、一課題につき複数問、計 60 問全問解答すること。

試験	出題範囲	出題数
必須問題	「獣医療の基本的事項」並びに「獣医学の基本的事項」、「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」のうち重要な事項	50問
学説A	「獣医学の基本的事項」	80問
学説B	「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」	80問
学説問題合計		160問
実地C	原則として 「衛生学に関する事項」及び「獣医学の臨床的事項」	60問
実地D		60問
実地問題合計		120問
合計		330問

(6) 合否判定

合否判定は、必須問題の点数とその他の問題(学説A・B及び実地C・D)の総合得点により行います。

合否判定基準は、合格発表時に農林水産省ホームページの報道発表資料のページ(<http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>)に掲載するとともに、各大学へも連絡します。

3 試験場所

○ 北海道試験地

試験の場所	札幌市北区北7条西2丁目9番 代々木ゼミナール札幌校
交通案内	◎JR「札幌駅」北口より 徒歩1分 ◎地下鉄(東豊線)「さっぽろ駅」 徒歩1分 ◎地下鉄(南北線)「さっぽろ駅」 徒歩5分

○ 東京試験地

試験の場所	東京都江東区有明 3-5-7 TOC 有明4階 EAST ホール WEST ホール
交通案内	◎りんかい線「国際展示場駅」 徒歩3分 ◎ゆりかもめ「国際展示場正門駅」 徒歩4分 ◎ゆりかもめ「有明駅」 徒歩4分

○ 福岡試験地

試験の場所	福岡市博多区博多駅南4丁目2番10号 南近代ビル 7階
交通案内	◎西鉄バス「山王公園前」下車 徒歩5分 ◎地下鉄(空港線)「東比恵駅」 徒歩10分 ◎JR「博多駅」筑紫口より 徒歩15分

* 試験会場への直接の問い合わせは絶対に行わないで下さい。

4 受験資格に関する注意

平成 23 年度卒業予定者については、平成 24 年 2 月 17 日(金)までに卒業証明書又は獣医学の正規の課程を修了したことを当該大学において判定されたことを証する書面が提出されない場合には、受験票が交付されていても受験は認められません。

5 携行品

(1) 受験票

(2) 筆記用具

ア HB の鉛筆(シャープペンシルを使用して解答した場合には、解答が読み取れない事例がありますので、シャープペンシルは使用できません。)

イ 消しゴム(砂消しゴム不可。)

ウ 鉛筆削り(電動式を除く。)

(3) 時計(携帯電話は時計として使用できません。)

(4) 昼食

6 試験地の変更

試験地は、受験票に記載された指定の場所とし、これを変更することは認めません。

7 試験会場の確認について

試験前日までに、各自、試験会場・道順・所要時間等を確認しておいて下さい。試験会場の下見をする場合は建物内に立入らないで下さい。

建物内への立入りは試験会場の準備の妨げになるほか、不正行為とみなされる場合があるので注意して下さい。

また、試験会場への直接の問い合わせは行わないで下さい。

8 試験会場への立入りについて

試験当日は、受験者以外の者の試験会場への立ち入りは一切認めません。昼食等を受け取る場合は、会場の外で受け取って下さい。

9 試験当日の集合時間

試験会場の開場時間は午前 8 時 30 分です。

試験第 1 日目は午前 8 時 50 分までに、また試験第 2 日目は午前 9 時 00 分までに、指定さ

れた試験室に入室して下さい。試験開始前に監督者による受験上の注意があります。

10 試験当日の注意事項

- (1) 試験当日、受験票を紛失又は忘れた場合には、早急に監督者に申し出て、仮受験票の交付を受けて下さい。
- (2) 試験当日、交通機関の事故又は災害等が発生した場合は、試験時間を繰り下げる等の対応をとる場合もあります。

11 受験上の注意

受験票に記載されている「受験者心得」を熟読し、次の事項を厳守して下さい。

(1) 所持品の扱い

ア 受験票は必ず机の上に置いて下さい。

イ 受験票の他に試験時間中に机の上に置いてよいものは、「鉛筆」、「消しゴム」、「鉛筆削り」、「時計」です。原則、これ以外の所持品を置くことはできません。また、試験時間中に鞆等から物を取り出したりすることはできません。

風邪等の理由で、「ハンカチ」、「ティッシュペーパー」等を使用する必要がある場合は、あらかじめ監督者に申し出、許可を受けてから机の上に置くようにして下さい。特別な事情があり、これ以外のものを机に置く必要がある場合は、監督者に申し出て許可を得て下さい。

ウ 携帯電話、PHS 等の通信機器は、試験開始前に電源を切った上で、鞆等にしまって下さい。試験時間中は絶対に身につけないで下さい。身につけていることが確認された場合は、不正行為とみなされることがあります。

エ 耳栓を使用する必要がある場合は、あらかじめ監督者に申し出、許可を受けてから使用して下さい。許可を得ていない耳栓を使用することは、不正行為とみなされることがあります。

(2) 試験時間中の退席

試験時間中の退席は、原則として認めません。ただし、病気などによる事情、トイレ等のため、やむを得ず一時退席する必要がある場合は、挙手の上、監督者の指示に従って下さい。

なお、一時退席が認められた場合でも、試験時間の延長は認められません。

(3) その他

ア 試験については、すべて監督者の指示に従って下さい。

イ 試験室内は禁煙です。喫煙場所については、監督者の指示に従って下さい。

ウ 盗難には十分注意して下さい。盗難にあった場合、獣医事審議会、監督者、施設管理者等は一切の責任を負いません。

エ ゴミは、指定された場所に分別して捨てて下さい。(弁当殻は各自で持ち帰って下さい。)

12 合格発表

- (1) 試験の合格者には、「獣医師国家試験合格証」を郵送します。大学を經由して申請を行った者に対しては、大学宛てに一括して送付します。

(2) 合格発表は、平成 24 年 3 月 16 日(金)に下記の方法で行います。

ア 農林水産省ホームページ上の報道発表資料のページ(<http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>)に、①合格者の受験番号、②受験者数、合格者数及び合格率等を掲載(午前 10 時以降)

イ 大学を經由して申請を行った者に対しては、各大学へ合格者の名簿(受験番号、氏名)等を通知(午前 10 時以降)

(3) 可否に関する照会には一切応じません。

13 合格発表後の獣医師免許申請手続について

(1) 獣医師免許申請方法

合格発表後、獣医師免許の交付を受けようとする場合は、以下の申請用書類をア～カ(又はア～キ)の順で、角形2号封筒に同封し(折り畳まずに送付してください。クリアファイル、ゼムクリップ等は同封しないこと。)、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班(〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)宛てに郵送(簡易書留)して下さい(持参不可)。

申請用書類が事務局に届いているかどうかに関するお問い合わせには応じません。簡易書留による郵便追跡サービス等を利用して下さい。

【申請用書類】

ア 獣医師免許申請書

◎登録免許税 30,000 円と手数料 2,000 円の合計額 32,000 円分の収入印紙を貼付

イ 獣医師国家試験合格証(原本)

◎就職先等に提出する必要がある場合は、提出前に必ずコピーをとっておくこと。

ウ 戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては外国人登録済証明書)

◎発行後 6 か月以内のもの

エ 医師の診断書

◎視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかの項目全てについて明記した医師の診断書。

◎発行後 1 か月以内のもの。

オ 登記されていないことの証明書

◎後見登記等ファイルに成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書。全国の法務局・地方法務局で発行。証明事項は、氏名、生年月日、住所、本籍地とすること。

◎発行後 6 か月以内のもの

カ 申告書又は判決書謄本

◎罰金以上の刑に処せられたことがない場合はその旨を記した申告書。罰金以上の刑に処せられたことがある場合はその判決書謄本(裁判に対応した検察庁又は本籍地を管轄する地方検察庁発行のもので、刑の確定年月日が記載されているもの)。

※ 裁判中で刑が確定していない等の場合はその旨を下記照会先に連絡してください。

※ 交通事犯における罰金刑とは、いわゆる赤キップ以上の刑で、青キップ(反則金)の場合は該当しない。

キ 獣医師免許証送付票及び獣医師名簿登録票

※ 当該書類は(社)日本獣医師会が提供する獣医師国家試験願書・免許申請様式(一式)に同封されています。(社)日本獣医師会が提供する獣医師国家試験願書・免許申請様式(一式)を使用する場合は、ア～カの書類に加えて、必要事項を記入した獣医師免許証送付票及び獣医師名簿登録票を同送してください。(社)日本獣医師会が提供する獣医師国家試験願書・免許申請様式(一式)を使用しない場合は獣医師免許証送付票及び獣医師名簿登録票を送付する必要はありません。)

※ 名簿登録票の本籍欄には都道府県のみ記入してください。

(2) 平成 24 年 4 月 1 日付けで獣医師免許の付与を希望する者の手続きについて

合格発表後、就職の関係から平成 24 年 4 月 1 日(日)付けで獣医師免許の付与を希望する者は、平成 24 年 3 月 22 日(木)正午必着となるよう、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班(上記(1)の宛先)まで上記(1)のア～カ(又はア～キ)の必要書類を送付して下さい(持参不可)。

取得に時間を要する書類もありますので、合格発表前に準備されることを推奨します。

なお、4 月 1 日付けで獣医師免許が付与された後、獣医師免許証は、4 月下旬以降順次発送します。実際に手元に届くのは、5 月上旬以降となりますので、予めご了承下さい。

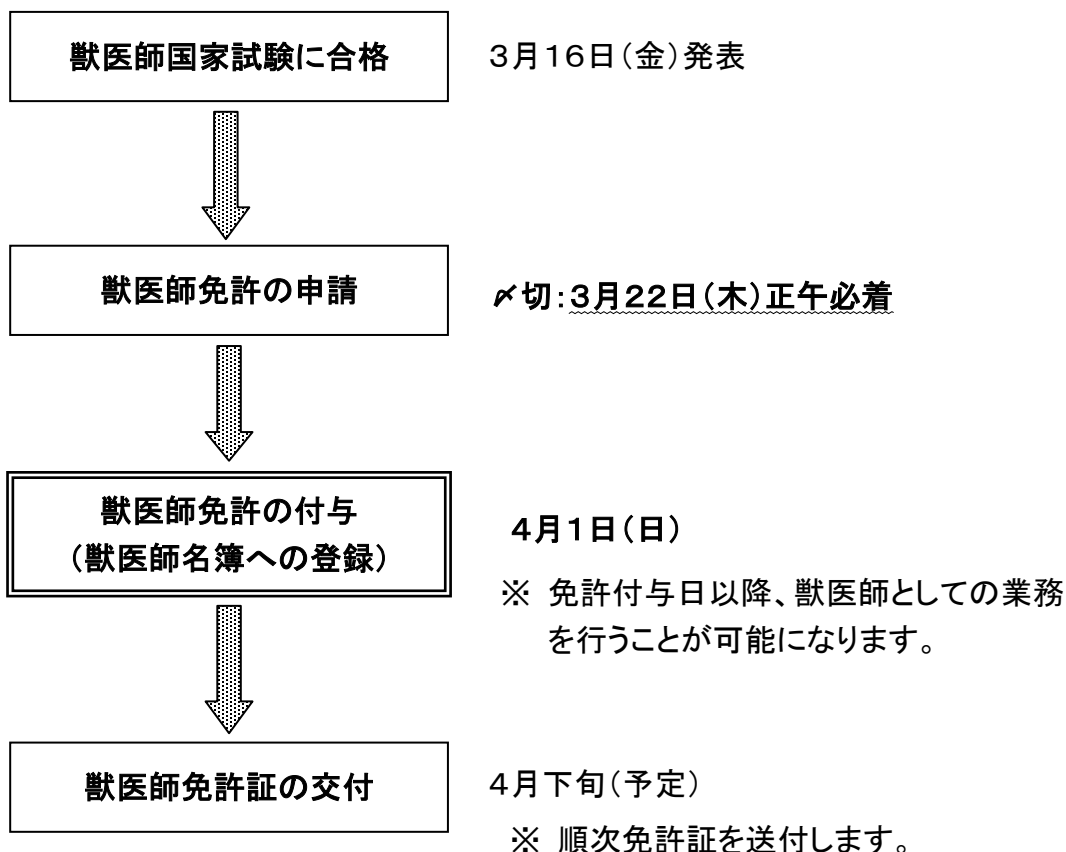
※獣医師国家試験に合格しても、獣医師免許が付与されなければ獣医師ではありません。獣医師免許を付与される前に飼育動物の診療業務等を行った場合、獣医師法違反となり、罰則を受ける場合があります。十分注意して下さい。

(3) 罰金以上の刑に処せられた者の獣医師免許の交付について

獣医師免許交付申請者が罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、獣医師法第 5 条第 2 項に基づき、免許の付与について獣医事審議会の意見を聴くこととされています。違反の程度によっては獣医師国家試験に合格していても一定期間免許が与えられない場合がありますので、あらかじめ留意願います。

ご不明な点は別途お問い合わせ下さい。

(参考: 獣医師免許の申請から免許証交付までの流れ(4月1日免許付与希望者))



※ 3月22日(木)の申請締め切りに間に合わなかった場合は、**5月上旬以降**に、順次、獣医師免許付与の手続きを行います。
(獣医師免許が付与されるまでは、獣医師として業務を行うことはできません。)

獣医師国家試験及び獣医師免許についての照会先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班
獣医事審議会事務局
TEL 03-3502-8111(代) 内線4530

注意!

平成24年4月1日付けで獣医師免許の付与を希望する受験生へ

※ 獣医師免許が付与されるまでは、獣医師としての業務は行えません。

★ 合格発表日から免許申請〆切日までの日数が短期間です。

3月	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
	金	土	日	月	火	水	木
	合格発表日 (午前10時)						申請〆切日 〔正午必着〕 〔郵送のみ〕

公的機関等はお休みです!!

★ 申請書類は、3月22日(木)正午 必着(郵送のみ)です。

【免許申請時に提出する書類】

- ・獣医師免許申請書
- ・獣医師国家試験合格証(原本)(合格発表後に配布)
- ・**戸籍謄本又は戸籍抄本 等**(発行後6か月以内)
- ・**医師の診断書**(発行後1か月以内)
- ・**登記されていないことの証明書**(発行後6か月以内)
- ・申告書又は判決書謄本
- (・送付表及び名簿登録票)

これらの書類は、合格発表前に準備することを推奨します。

★ 3月22日(木)正午までに申請書類が届かなかった場合

★ 提出書類に不足があった場合

4月1日付けで獣医師免許は付与されません。

※ 獣医師免許が付与されるまでは、獣医師としての業務は行えません。

第63回獣医師国家試験受験上の注意」も必ず熟読してください。